

公益社団法人秋田県獣医師会旅費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会（以下「本会」という。）が、会務のため旅行する役員、委員及び職員等（以下「役員等」という。）に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給する。

(旅行命令等)

第3条 旅行は、会長等の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、規程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、規程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、規程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、規程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(路程の計算)

第6条 路程は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより計算する。

- (1) 鉄道 鉄道事業法に規定する鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べによる距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 日本郵政公社の調べによる郵便路線図等に掲げる路程

(旅費の請求手続き)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払の旅費の支給を受けた旅行者でその清算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて本会に提出しなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金 ただし、次の事項のいずれかに該当する場合に限り支給する。
 - ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道八十キロメートル以上のもの
 - イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道四十キロメートル以上のもの
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び座席指定料金 ただし、次の事項に該当する場合に限り支給する。

座席指定料金は、特別急行料金又は普通急行料金を運行する線路による旅行で片道八十キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第9条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、座席指定料金とする。

- (1) 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 役員及び委員については、中級の運賃
 - イ 職員については、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び委員については上級の運賃、職員については下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶による旅行の場合には、前三号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃とする。(以下この条において「運賃」という。)

- (1) 運賃の等級を三階級に区分する航空機による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 役員及び委員については、中級の運賃
イ 職員については、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を二階級に区分する航空機による旅行の場合には、役員及び委員については上級の運賃、職員については下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない航空機による旅行の場合には、その搭乗に要する運賃

(車賃)

第11条 車賃の額は、一キロメートルにつき40円とする。ただし、定額の車賃をもってその実費を補うことが困難な場合には、その実費を支給することができる。

2 車賃は、全路程を計算して計算する。また、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、切り捨てる。

(日当)

第12条 日当の額は、別表の定額によることとし、報酬との重複支給を禁ずることとする。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

(その他事項)

第14条 この規程に定める事項以外については、会長が秋田県の「職員等の旅費に関する条例」に準じてその都度定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程の別表『日当及び宿泊料』の1. 日当(1) 県内の常務理事、事務局長及び委員、支部長(重要な職員)、職員(2) 県外の常務理事、事務局長及び委員、職員の日当は令和3年4月1日から施行する。

別表 『日当及び宿泊料』

1. 日当

(1) 県内

常務理事、事務局長及び委員、
支部長（重要な職員）

5,000 円

職員

3,000 円

(2) 県外

常務理事、事務局長及び委員

6,000 円

職員

5,000 円

2. 宿泊料

(1) 県内

役員及び委員 13,000 円

事務局長 13,000 円

職員 12,000 円

(2) 県外

役員及び委員 15,000 円

事務局長 15,000 円

職員 13,000 円